

# かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所  
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

平成31年1月1日

明けましておめでとうございます。どうぞ本年もよろしくお祈りします。

今年は、働き方改革法案や人手不足による影響が企業に及ぼすことが多い1年になりそうです。そのような状況下でも、タイムリーな情報提供や丁寧な対応を心掛け、皆様の経営に微力ながら貢献したいと思っております。

## ▶ TOPIC 有給休暇の付与義務化に関するQ&A

前回に引き続き、今回は平成31年4月から改正される年次有給休暇の付与義務化に関して、皆様からよくいただく疑問点をまとめてみました。ご覧下さい。

### Q1

「年次有給休暇の付与日数が10日以上労働者（パート・管理監督者含む）に付与した日から1年間に5日、必ず取得させなければならない」とありますが…、  
新たに付与される日数が10日未満のパートさんで、前年の有給休暇の残日数と合算して10日以上になる労働者も付与義務化の対象となりますか？

有給の時効は2年ですが、前年の残日数と合算して10日以上になる場合は対象外です。あくまで、新たに付与される日数が10日以上労働者のみが付与義務化の対象です。

### Q2

「年次有給休暇の付与義務化の法改正が平成31年4月より」となっていますが…、  
この4月以降すぐに付与義務化が全員に対してスタートするのでしょうか？

平成31年4月以降の新たな年次有給休暇付与日から付与義務化がスタートします。

① 例えば…、年次有給休暇の付与基準日を入社日によって、人ごとに管理している場合

Aさん … 付与基準日が毎年10月の場合

⇒ 平成31年10月からの1年間で付与義務化スタート

Bさん … 付与基準日が毎年3月の場合

⇒ 平成32年3月からの1年間で付与義務化スタート

平成31年4月以降、全員に対して一斉に付与義務化がスタートするわけではありません。

② 年次有給休暇の付与基準日を社内で統一し、一斉付与している場合

通常 … 平成31年4月以降の一斉付与日からの1年間で付与義務化スタート

ただし、入社間もない社員で、入社後6ヶ月時点で有休が発生し、さらにそれから1年以内に一斉付与日が到来してしまう場合は次のように按分して付与することができます。

(例) 4/1入社で、  
初年度は10/1に付与  
翌年度は4/1に付与  
する場合

通常は1年目の10/1～翌9/30までの1年間に5日取得させ、2年目の4/1～翌3/31までの1年間に5日取得させることになるが、期間の重複が生じるため管理が複雑になる。

この場合には、10/1～翌々3/31までの期間(18箇月)に、  
 $5日 \div 12 \times 18 = 7.5日$ 以上取得させることも認められる。

